

令和3年度 第2回さいたま市社会福祉審議会

児童福祉専門分科会 議事要旨

【日 時】

令和4年3月18日（金）～令和4年3月29日（火）

【資 料】

次第	
資料1	特定教育・保育施設等の認可、利用定員の設定に関する資料
資料2	令和4年度予算案の概要（予算案関係資料）【抜粋】
資料3	令和4年度における子どもの貧困実態調査（案）について
参考資料1	さいたま市子ども・子育て支援事業計画 「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」 令和2年度進捗状況について
意見・質問票	

【委 員】

山中冴子会長、大川野英子委員、岡村正美委員、加納浩美委員、川方弘子委員、木村和孝委員、久保村康史委員、清水浩委員、鈴木真由美委員、須田あかね委員、高野直美委員、高山裕子委員、武田ちあき委員、永富加代子委員、濱田浩委員、浜野洋子委員、半田達也委員、松本辰美委員、大野夏美委員、小野雄大委員、片山篤美委員、久世晴雅委員、須崎統子委員、竹越利之委員、濱口麻菜美委員、松島万里子委員、若松隆委員

【委員からの意見等】

別紙のとおり

委員からのご意見等

資料1-3 P.4 「特定教育・保育施設の認可、利用定員の設定について（一覧）」について
(山中会長)
[内容]
認定こども園（増改築・定員変更）に記載の「認定こども園聖愛幼稚園」の区名が南区に、「認定こども園おおとり幼稚園」の区名が緑区になっているが、それぞれ大宮区、桜区ではないか？
[回答]
ご指摘のとおり「認定こども園聖愛幼稚園」は大宮区、「認定こども園おおとり幼稚園」は桜区となります。大変失礼いたしました。
※掲載資料は修正後の資料になります。
(子ども未来局／幼児未来部／のびのび安心子育て課)

委員からのご意見等

資料2 P. 13について

(山中会長)

[内容]

41「ケアラー・ヤングケアラー啓発事業」につきまして、地域福祉専門分科会でもケアラー条例が議論されております。ヤング・ケアラー独自の困難を成人のケアラーとは別に把握し、丁寧に取り組まれることが大切ではないかと考えます。その辺りの具体的な取り組みが気になるところです。

障害者の相談支援事業の拡充に異存はございませんが、地域生活への移行を支援することの重要性を考えると、43「グループホーム整備促進事業」や48「障害者総合支援センター障害者支援事業」の充実は一層求められるものと思います。46「地域自立協議会事業」において、関係機関との意見交流を豊かに図りながら、事業展開がなされることを期待しております。

[回答]

ご意見のとおり、ヤングケアラーへの支援にあたりましては、大人のケアラーとは異なる視点を持って進めていくことが重要であると認識しております。引き続き、子どもに関係する部局が中心となって、過度な負担を強いられているヤングケアラーの負担を少しでも軽減できるよう、効果的な取組を検討してまいります。

グループホーム整備促進事業につきましては、障害のある方が自ら選択した地域で安心して生活できるよう、引き続き整備の促進に取り組んでまいります。障害者総合支援センター障害者支援事業につきましては、就労相談や各種講座の開催、就職後のジョブコーチによる定着支援など、ハローワーク等の関係機関とも連携を図りながら実施しておりますが、様々なご意見を伺いながら、障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるように図ってまいります。

また、地域自立支援協議会運営事業につきましては、関係機関との意見交換を重ねながら、障害者の地域における自立した生活の支援を進めてまいります。

(保健福祉局／福祉部／福祉総務課・障害政策課・障害支援課・障害者総合支援センター)

委員からのご意見等

資料2 P.19について

(山中会長)

[内容]

保育所等での障害児受け入れが一層進むことを期待します。医療的ケアもそうですが、保育士の資質向上にとどまらず、必要な施設設備の保障が不可欠ですので、そのような体制整備が広くなされることを強く望みます。また、公立が率先してそのような姿を示すことが大切ではないかと考えます。

[回答]

障害児や心身の発達に遅れがある児童については、従来の公立保育所による受け入れに加え、民間保育所における保育士の加配に対して補助することで、年々、受入施設や人数を増やしております。今後も更なる受け皿確保のため、受入体制の整備を支援してまいります。

また、受入体制の支援とあわせて、専門性の高い研修の実施や巡回保育相談による支援により、公立・民間問わず、障害児等の保育の質の向上に取り組んでまいります。

(子ども未来局／幼児未来部／保育課)

資料3について

(山中会長)

[内容]

貧困実態調査の具体的な項目等、今後お示しいただける機会があれば、ありがたいところです。コロナ禍によって、いわゆる貧困状態ではないとされる家庭にどのような困難がもたらされたのか、さらに貧困状態であるからこそ際立つ困難とは何かなど、子育て状況をめぐる全体的な厳しさと貧困状態だからこそその厳しさの2側面が丁寧に把握される調査が必要ではないかと考えます。

[回答]

子どもの貧困に係る実態調査の調査項目につきましては、前回調査や他市町村との比較が可能とすることを念頭に置きつつ、コロナ禍の影響など新たな視点を踏まえて検討してまいります。検討にあたっては、児童福祉専門分科会の委員の皆様にもご意見を伺ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(子ども未来局／子ども育成部／子育て支援政策課)

委員からのご意見等

放課後児童クラブについて

(小野委員)

[内容]

放課後児童クラブについて、民設クラブの整備により、待機児童の解消について成果が出ている点は素晴らしいと思います。ただ、民設クラブは保護者運営であるため、施設探しや指導員の残業問題への対処など負担も絶えません。特にハード面において、学校空き教室の利用など、教育委員会とも連携して引き続き、検討を進めていただきたいと思います。

[回答]

本市における民設放課後児童クラブの運営主体の大半はNPO法人及び社会福祉法人ですが、このうちNPO法人については、保護者の方々による運営の場合も多く含まれております。保護者会による運営は、きめ細かな保育サービス等のメリットも多い反面、事務負担等が大きいなどのご意見もいただいているところです。こうした保護者の皆様の負担軽減が図られるよう、令和4年度から委託基準の見直しを行い、より効果的な支援の拡充に努めているところです。

小学校の余裕教室等を活用した学校敷地内への放課後児童クラブ整備については、関係部局で組織する検討委員会において、児童数等の状況や地域における放課後児童クラブの必要性を見極めながら継続的に検討を行ってまいります。

(子ども未来局／子ども育成部／青少年育成課)

児童養護施設の小規模化について

(川方委員)

[内容]

今後里親委託を進めていくとともに児童養護施設の小規模化も進めていただきたいと思います。(小規模グループケア、小規模児童養護施設)
よろしく願いいたします。

[回答]

児童養護施設の小規模化等については、埼玉県社会的養育推進計画に基づき、施設運営に支障が生じないように、施設運営側と十分に調整を行い、緩やかに施設の小規模化、地域分散化を進められるよう対応してまいります。

(子ども未来局／子ども家庭総合センター／子ども家庭支援課)

委員からのご意見等

資料1・2について

(武田委員)

[内容]

特定教育・保育施設等の認可については、どの事業計画も現在の認可基準に沿って作成されているのは良いのですが、これは基本的にビフォー・コロナのままの体制であって、現実には、この態勢では立ち行かない事例も、実際に多々あったこととされます。

認可基準が条例に基づくものである以上は、まず条例を見直す、ということも必要になってくるかと思いますが、そのように条例や認可基準といった、制度の骨組を動かすには、相当の時間がかかってしまうこととされます。それよりも、流動的な事態に柔軟に対応するには、コロナ関連で人手不足になった場合にそれを補うための事業を、まずは単年度でも緊急的に策定する、ということは考えられないだろうか、と思います。

たとえば保健福祉局ではコロナ関係の事業を多数立ち上げて、令和4年度にはどれも予算を大幅に拡充するなど(資料2の8-9頁)、積極的で果敢な取り組みが見られ、頼もしい限りですが、子ども未来局の管轄でも、同様にコロナ対策として、保育のための人的資源の拡充が、今後何らかの形で打ち出せれば、「子育て楽しいさいたま市」をさらに裏付ける、アピール・ポイントになるように思います。

[回答]

本市における保育所等へのコロナ対策の支援として、「保育所等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金」の中で、施設の消毒・清掃に係る感染症対策に要する時間外や割増手当等に要する費用について、令和2年度より補助を行っているところです。

今後も、コロナ対策に資する補助を継続していくとともに、コロナ対策に関わらず、給与上乗せ補助や家賃補助などの様々な保育士確保施策を推進することで、市内の保育所等の安定的な運営を支援してまいります。

(子ども未来局／幼児未来部／のびのび安心子育て課)

委員からのご意見等

資料2について

(武田委員)

[内容]

現在、小中一貫、中高連結、高大接続に劣らず、幼保と小学校の連携は、教育界において重要性を増してきております。さいたま市では、小学校の多くで、教員のエースが1年生の担任をしている例も多く、また、幼保と小学校の連携に献身する先生を優秀教員として表彰し、その活動を後押ししたりもしております。

幼保と小学校の連携は、まさに連携である以上、小学校からだけではなく、幼保からも、双方の動きがあって初めて、実効性を持つものと思われまます。その意味で、子ども未来局の事業No.8「幼児教育の質の向上事業」(資料2の22頁)に、そうした視点が含まれているかどうか気になります。

現在含まれていない場合は、今後そうした展望を加味していただければ幸いに存じますし、むしろ問題の規模としては、一事業として別途立ち上げ、市教委とも連携していく、ということができれば、それに越したことはないように思います。ご検討いただければ幸いです。

[回答]

幼稚園・保育所等と小学校との連携につきましては、御指摘の通り重要性を増してきております。

現在、保育者の方に対して表彰といったことは実施しておりません。市内の幼児教育施設は、私立幼稚園や私立認定こども園、公立保育園、私立保育園等、多様であり、一律に優秀教職員表彰を行うことは適切ではないと考えます。一方で、幼保小間で保育者のよい実践や成果を共有する取組として、幼稚園、保育所等が「公開保育研修会」を実施したり、「幼児教育・保育実践事例集」や「公開保育研修会報告書」、「保幼小接続期カリキュラム作成の手引き」等を作成し、市内の幼稚園、保育所、小学校等に配布したりしております。また、保育者が小学校等で研修を行う「保育者小学校等体験研修」や小学校教諭が幼稚園、保育所等で研修を行う「保育・幼児教育・療育体験研修」、「夏季保育参観研修」を教育委員会と連携しながら実施しております。

このように幼児政策課と保育課、市教育委員会とが連携を密にしながら幼児教育・保育の推進に取り組んでおります。今後も幼稚園・保育所等と小学校との連携を深めていくことができるよう努めてまいります。

(子ども未来局／幼児未来部／幼児政策課)

委員からのご意見等

資料3について

(武田委員)

[内容]

子どもの貧困実態調査は、福祉だけでなく教育の観点からも、結果が大変注目されます。ただ、前回実施の5年前とは、コロナ禍をはじめとして、子どもを取り巻く問題が大きく様変わりしている部分も多いため、質問項目や選択肢が前回とまったく同じだとしたら、今の子どもの実態を十分にすくい取れないことも危惧されます。

データの比較に意味がある項目も多いことと思われまますので、それはそのまま残すとしても、今回はコロナ禍やヤングケアラーなどの社会の変化に応じて、必要な項目を追加することが望ましいように思います。また、行政側の想定を超える事態を把握するためにも、ぜひ自由記述欄を多く設けていただければ、と存じます。集計が大変になることとは思うのですが、子どもたちの生の声を集約する絶好の機会を逃さないでいただければ幸いです。

そしてその結果を、ぜひ市教委とも共有し、教育現場にも役立てていただきたく存じます。

[回答]

子どもの貧困に係る実態調査の調査項目につきましては、前回調査や他市町村との比較が可能とすることを念頭に置きつつ、コロナ禍の影響など新たな視点を踏まえて検討してまいります。自由記述欄につきましても、ご指摘のとおり、子どもたちや保護者の方々の生の声は非常に重要と考えますので、設定してまいりたいと考えております。

(子ども未来局／子ども育成部／子育て支援政策課)

委員からのご意見等

里親支援機関事業について

(半田委員)

[内容]

さいたま市が政令指定都市となって20年たちます。さいたま市里親会が埼玉県里親会から分離して同じく20年がたとうとしています。この間、要保護児童の里親等委託率が埼玉県が20%台で低迷しているのに対してさいたま市は40%を超える実績を上げ、全国的にも称賛される中で、埼玉県では制度改善が行われているものがさいたま市では見直しが行われなまま来ているものがあります。例えば、里親家族としての個人的な海外旅行は、埼玉県の里親家庭では普通に行われていますが、さいたま市では学校行事としての海外旅行以外は認められていません。また、児童養護施設に暮らす児童が夏休みや冬休みの長期休暇の際に里親の下で家庭体験する事業も埼玉県では実施されていますが、さいたま市では行われていません。伸びていた里親等委託率も40%を超えてからは横ばいに入った印象があります。ぜひ埼玉県、東京都、千葉県など近県の里親制度をめぐる取り組みを調査し、さいたま市で取り入れることができることはぜひ取り入れて制度改善を進めていただくようお願いします。

[回答]

里子の海外旅行についてですが、海外では児童福祉法の適用が及ばず児童の安全を完全に確保することが困難です。したがって渡航は、目的が修学旅行などの学校のカリキュラムに沿っている場合や、児童相談所が緊急性、必要性があると認めた場合としております。また、短期間児童養護施設入所児童を里親が受託する事業についてですが、本市では長期委託を望む里親及び養子縁組を望む里親が多いことから現在は実施していませんが、以前から施設入所児童や一時保護所入所児童を対象に、家庭を経験する目的から里親への一時保護は実施しております。

委員ご指摘のとおり本市のさらなる里親推進の取り組みは必要であることから、他自治体の先進事例を調査研究してまいります。

(子ども未来局／子ども家庭総合センター／南部児童相談所)